

制定 令和5年12月22日

渋民振興会退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、渋民振興会（以下「本会」という。）就業規則第3条1項の1号の職員の退職金に関し必要な事項について定める。

(退職金共済契約の適用)

第2条 退職金の支給は、本会が各職員について、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(掛金)

第3条 退職金共済契約の掛金月額、別表のとおりとし、毎年4月に調整する。

(納付の停止)

第4条 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が、その月の所定勤務日数の2分の1を超えた期間は、中退共の掛金納付を停止する。

(支給額の算出)

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(支給額の減額)

第6条 職員の退職事由が諭旨解雇又は懲戒解雇等の場合は、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

(支払方法)

第7条 退職金は、職員（職員が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又は遺族に交付するものとする。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	役職	掛金月額
常勤職員	主事	5, 0 0 0 円
	主任	6, 0 0 0 円
	所長	7, 0 0 0 円